

学校教育法及び国立大学法人法等の改正に関する実務説明会について（概要）

1 趣 旨

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号。以下「改正法」という。）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正法の趣旨及び内容を周知するとともに、内部規則等の見直しの在り方について説明を行い、各大学において、改正法の趣旨を踏まえたガバナンス体制の総点検と必要な見直しが行われることを目的とする。

2. 開催日時 平成26年9月2日（火）
- 第一部 10:00～12:00（国立大学対象）
 - 第二部 13:00～14:30（公立大学・私立大学対象）…東日本の大学
 - 第三部 15:00～16:30（公立大学・私立大学対象）…西日本の大学
 - 第四部 17:00～18:30（公立大学・私立大学対象）…東京近県の大学

3. 会 場 文部科学省 東館3階 講堂
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

4. 内 容
- ①学校教育法（※及び国立大学法人法）の改正について
 - ②学校教育法施行規則（※及び国立大学法人法施行規則）の改正について
 - ③大学における内部規則・運用見直しチェックリストについて
 - ④内部規則等の総点検・見直しの進め方について
 - ⑤質疑応答
- ※国立大学法人法等の説明は第一部のみ

5. 対 象 者 大学関係者のうち、
- ①内部規則の総点検・見直しに責任を負う者（理事、副学長、事務局長等）
 - ②内部規則の総点検・見直しの実務を担う者（総務部課長、企画部課長等）